

公示公告

次のとおり見積合わせを実施します。

令和4年11月11日

支出負担行為担当官

宮内庁長官官房主計課長 小平 武史

1 調達概要

- (1) 件名：ストレッチマスクほかの購入
- (2) 品目及び数量：当庁仕様書のとおり
- (3) 仕様及び規格等：当庁仕様書のとおり
- (4) 納入期限：令和5年1月13日
- (5) 納入場所：支出負担行為担当官の指定する場所

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (4) 当庁における物品製造契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1(皇居内)

宮内庁長官官房用度課営繕資材係

電話番号:03-3213-1111 内線番号:3307

4 見積書提出方法等

- (1) 資料受領方法
宮内庁ホームページよりダウンロードすること。
見積合わせ参加希望者は、担当係へメールにて照会の上、当庁で定める見積書様式を受領の上、提出すること。
- (2) 見積書提出期限 令和4年11月28日 12時00分
- (3) 提出場所:3に同じ

5 契約の相手方の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積りした者を契約の相手方とする。

6 その他

- (1) 見積書提出者は説明書等を熟読し、見積りすること。
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 当庁への出入り門は、徒歩の場合は坂下門とし、車両の場合は桔梗門又は乾門とする。いずれも皇居入門手続があるので、時間に余裕を持って入門すること。

ストレッチマスクほかの購入 見積合わせ説明書

上記件名に係る見積合わせは、随意契約を前提とし、関係法令及び本説明書によるものとする。

1 公 示 日 令和4年11月11日

2 契約担当官等 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 小平 武史

3 調 達 内 容

- (1) 品目及び数量等 : 当庁仕様書のとおり
- (2) 納入期限 : 令和5年1月13日
- (3) 納入場所 : 支出負担行為担当官の指定する場所

4 参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (4) 当庁における物品製造契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

5 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

<仕様書等に関する事項について>

- (1) 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1(皇居内)
担 当 係 : 宮内庁長官官房用度課営繕資材係 (ol-chokan-yodo-yodo3@kunaicho.go.jp)
電 話 番 号 : (代表) 03-3213-1111 (内線) 3307
- (2) 問い合わせは、メールによるものとする。

6 見積合わせに付する事項

- (1) 見積書提出希望者は5(1)の担当者へ事前に連絡の上、当庁様式の見積書、見積内訳書をデータにて受領し提出すること。
- (2) 見積書提出期限 令和4年11月28日 12時00分
- (3) 見積書には、納入に要する一切の経費を含めた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額。)を記載すること。
- (4) 見積内訳書を作成すること。
- (5) 見積書及び見積内訳書は所定の様式のとおり封入し、5(1)の担当者へ持参又は郵送(郵送の場合は期限までに必着)すること。
なお、事前に担当者の了解を得た場合には、メールにより提出し、後日本書を提出してもよい。

7 見積書の無効

次に掲げる見積は無効とする。

- (1) 4において示した競争参加資格のない者のした見積。
- (2) 見積内訳書と見積書の金額が異なる見積。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積りした者を契約の相手方とする。
- (2) 契約金額は、見積書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 同額の見積書を提出した者が二人以上あるときは、別途指定する日時においてくじを引かせ、契約の相手方を決定する。
この場合、直接くじを引くことができないときは、当該事務に関係のない職員が代わってくじを引き、契約の相手方を決定する。

9 契約書作成 契約書又は請書の作成を要する場合がある。

10 支払方法

納入後、検査に合格した後、適法な代金の支払請求書を受けた日から30日以内に、指定の銀行口座に、官署支出官から振込によって支払う。

11 その他

- (1) 見積書提出者は説明書等を熟読し、見積りすること。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 当庁への出入り門は、徒歩の場合は坂下門とし、車両の場合は桔梗門又は乾門とする。いずれも皇居入門手続があるので、時間に余裕を持って入門すること。

仕 様 書

- 1 件 名 ストレッチマスクほかの購入
- 2 品目・規格・数量 別紙のとおり
- 3 納 入 期 限 令和5年1月13日
- 4 納 入 場 所 支出負担行為担当官の指定する場所
- 5 搬 入 当庁係員(以下「係員」という。)の指示に従って行うこと。
- 6 検 査 ① 受注者側責任者及び係員の立ち会いの上行うこと。
② 不合格品の生じた場合は、係員の指示に基づき、新規取替等の必要な処置をとること。
- 7 疑 義 仕様書の内容について、疑問が生じた場合は係員と協議すること。
- 8 保 証 現場搬入、検収後であっても、不良品等のある場合、受注者は直ちに新規取替等の必要な処置を行い、検収後1年間の保証義務を負うこと。
- 9 そ の 他 納入物品は新品とし、傷、汚れ等のないものであること。

仕様書別紙 品目、規格、数量

品目	メーカー等	規格又は型番	数量	単位
ストレッチマスク	エスコ	EA800MF-4	13	箱
荷締ストラップ(赤)	エスコ	EA982BA-142	6	個
LEDフレキシブルライト	エスコ	EA758SG-42	1	個
皮革用 ぬい針セット	エスコ	EA916J	1	本
スベア針(ストレート)	エスコ	EA916J-1	1	本
糸(ホビン付/黒)	エスコ	EA916J-11	1	個
4本組 フック&ピック	エスコ	EA566CK	1	組
土のう袋	エスコ	EA997Z-17B	1	個
LEDランタン	エスコ	EA758CV-57	5	個
1.3kg防水セメント(灰色)	エスコ	EA934HA-53	5	袋
シリコンシーラント(ホワイト)	エスコ	EA930-1	5	本
シリコンシーラント(クリアー)	エスコ	EA930-2	3	本
シリコンシーラント(グレー)	エスコ	EA930-3	3	本
つや出しニススプレー(水性)	エスコ	EA942CA-2	10	本
六角ナット	エスコ	EA949SD-23	2	袋
平ワッシャー	エスコ	EA949LX-204	2	袋
平ワッシャー	エスコ	EA949LX-205	2	袋
養生テープ(ポリエチレンクロス)	エスコ	EA944ML-53	5	個
踏台	エスコ	EA903AF-80B	1	台
脚立4段	エスコ	EA903AC-120A	2	台